

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多治見市長

市町村名 (市町村コード)	多治見市 (204)	
地域名 (地域内農業集落名)	根本 (根本)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

根本地区の農振農用地は、国道248号線バイパス道路の西方からJR太多線までの根本町3.7.8.9.10.11.12丁目、JR太多線と大原川に挟まれた高根町1.2丁目と幸町2丁目、北丘町の団地北側で国道248号線バイパス道路脇西に広がる西山町4丁目に位置し、農地は市街化区域に囲まれている。

根本町の農地は西から東へと下るように田と畑が混在し、山に近い西側10.11.12丁目の農地は比較的不定形である。根本町3.7.8.9丁目は、住宅やスーパーマーケット等の店舗が点在し、農地の連続は多くても10筆以内である。畦畔の草刈りなど農地保全が課題。

JR太多線と大原川に挟まれた高根町から幸町2丁目は、平坦な農地が広がり連続性も保たれている。田と畑が混在するが、令和4年度認定の新規就農者が多くの水田で水稻を担っている。さらに農地を集積・集約していくことが望まれる。畑の多くは市民農園として活用されている。そのほかの農地は、地主自らが田や畑を耕作する自給的農家が多い。

少し離れた西山町4丁目の農地は、約20筆、約1.4haの水田がまとまっているが、各農地は大小様々で水利環境は悪く、イノシシの被害も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主となるのは水稻で、高根町から幸町2丁目に渡る水田の多くは、20代の認定新規就農者が担っていて、地域の「農業を担う者」として期待されている。市民農園も多く、農地の有効利用として市民農園の整備・拡大もひとつの方法である。また、受益者3者以上による鳥獣害防止総合対策事業等の活用など、地域での獣害被害対策を検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農振農用地の有効活用を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地中間管理機構(農地バンク)を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るためには、必要に応じて畦畔修繕・除去などを考慮しなければならないが、費用対効果を検討しなければならない。そのためにも将来の「農業を担う者」の確保が課題となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続して「農業を担う者」の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて委託サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵を設置するなど獣害対策を進める。
 ②③コスト削減に努め、機械導入や施設改良などにより作業効率を高める。従事者の負担軽減を図る。
 ⑦新たな担い手確保のため、農地の保全管理に努める。